



## 報道発表

## 浜松市 省エネ・再エネ活用事業者認定の受付について

浜松市では、“エネルギーの地産地消”を推進し、浜松市エネルギービジョンに掲げる省エネ目標・エネルギー自給率目標を実現するため、浜松市内に所在する事業所において再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化目標に取り組む事業者を認定する制度を平成29年に開始しています。今年度の認定について次のとおり受付をします。

## 1 認定制度の概要

## (1) 省エネチャレンジ認定

電力使用量の低減を実現した顕彰することで、事業者の自主的な省エネ対策を促進するもの。

**認定要件**: 市内に立地する事業所において、設備機器の更新や運用の改善、従業員への教育等を通じて、電力消費量を2011年度以降の基準年度と比べて9.0%以上削減していること

※基準年度は、事業者が任意に設定するものとなります。

## (2) エネルギー自給目標達成事業所認定

再生可能エネルギー等による自家消費を行う事業者を顕彰することで、電力自給率目標の実現に繋げるもの。

**認定要件**: 市内に立地する事業所又は施設において、自家消費を目的とした再生可能エネルギーによる発電設備又はコージェネレーションシステムを導入し、年間総電力使用量に占める発電量の割合が、30.6%以上であること

## (3) はままつ産電力小売事業者認定

市内で地産エネルギーを販売する小売電気事業者を顕彰することで、事業者による“エネルギーの地産地消”を推進するもの。

**認定要件**: 直近1年間における総販売電力量のうち50%以上を地産エネルギーで賄う者であること ※地産エネルギー…浜松市内に立地する再生可能エネルギーによる発電設備又はコージェネレーションシステムにおいて発電された電力のこと

## (4) はままつ産エネルギー活用事業所認定

(3)で認定された事業者から地産エネルギーを調達する事業所を顕彰することで、事業者による積極的な地産エネルギーの利用を推進するもの。

**認定要件**: はままつ産電力小売事業者((3)で認定された事業者)から電力供給を受けて、常時事業活動を行っている事業所又は施設であること



## 2 申請受付について（新規認定）

### （1）受付期間

令和2年5月20日（水）から6月26日（金）まで ※必着

### （2）申請方法

必要書類をそろえて直接または郵送でエネルギー政策課にご提出ください。

（直接、エネルギー政策課へ持参される場合は、土曜日・日曜日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで受付）

### （3）必要書類

申請書などの必要書類は浜松市ホームページからダウンロードできます。

浜松市 HP → ホーム → 産業・ビジネス → 環境対策 →  
環境への取り組み → 浜松市再エネ・省エネ事業認定制度

### （4）審査結果について

申請をいただいた企業又は事業所には、審査結果を書類によりお知らせするとともに、市ホームページにて公表します。

### （5）その他

認定された事業者には認定証を交付します。また認定ステッカーを贈呈いたします。その他、浜松市ホームページでの紹介、市主催セミナーでの講演依頼など、取り組みを広く発信します。

## 3 認定の更新について

現在「省エネチャレンジ」「エネルギー自給目標達成事業所」、「はままつ産電力小売事業者」に認定されている方は、毎年度1回状況報告をしていただきます。

### （1）報告期間及び方法

「2 申請受付について（新規認定）」の記載と同じ

## 4 提出先 浜松市 産業部 エネルギー政策課（市役所本館6階）

住所：〒430-8652 浜松市中区元城町103-2

電話：053-457-2502 FAX：050-3730-8104

E-mail：[ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp)